

# 入札公告

下記業務について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年6月15日

三宅町長 森田 浩 司

## 1. 競争入札に付する事項

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 業務名   | 町長室・副町長室什器備品購入業務                   |
| (2) 業務番号  | 第8-21-13号                          |
| (3) 業務場所  | 磯城郡三宅町大字伴堂地内                       |
| (4) 業務概要  | 町長室及び副町長室の机、椅子、収納ラック等の什器備品購入等      |
| (5) 納入期限  | 令和8年9月30日（水）まで                     |
| (6) 入札保証金 | 三宅町契約規則（平成9年三宅町規則第8号）第4条による        |
| (7) 契約保証金 | 三宅町契約規則（平成9年三宅町規則第8号）第20条による       |
| (8) 入札回数  | 2回                                 |
| (9) 入札方法  | 三宅町郵便入札実施要領（令和7年3月三宅町要領第3号）による郵便入札 |

## 2. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、次の3（2）に定める競争入札参加資格の確認を受けた者がこの入札に参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 公告日から落札決定までの期間、三宅町暴力団排除条例（平成23年三宅町条例第22号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者
- (3) 公告日から入札日までの間に、地方公共団体より入札参加停止措置または入札参加除外等の措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がない者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 仕様書で要求する事項を確実に履行可能であり、なおかつ、過去2年間（令和6年4月以降）に本件と同種かつ同程度以上の業務について、数回、官公庁と契約し、適正に履行した実績を有する者
  - ・同種：机、椅子等の什器備品の調達
  - ・同程度：契約金額が150万円以上

### 3. 入札手続き等

- (1) 競争入札参加資格確認申請書の交付について  
交付期間 令和8年6月15日(月)から令和8年7月3日(金)まで  
交付方法 町公式ホームページ (<https://www.town.miyake.lg.jp> 「入札・契約」)
- (2) 競争入札参加資格の確認  
この業務の入札に参加しようとする者は、別紙の「競争入札参加資格確認申請書」等を次のとおり提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。
- 提出期間 令和8年6月17日(水)から令和8年7月3日(金)まで  
(ただし、土日及び国民の祝日は除く。)
- 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 提出場所 三宅町役場 総務部 総務課 町長公室(役場2階)
- 提出物 競争入札参加資格確認申請書(実績報告書付)・会社案内等(任意)
- 提出部数 各1部
- 提出方法 持参又は郵送による。  
なお、郵送による場合は、配達記録等が付加された郵便(例:「一般書留」「簡易書留」「配達記録郵便」等)により郵送し、申請者で到着の確認を行うこと。また、郵送に要する費用は、申請者の負担とする。
- ※ 競争入札参加資格の確認結果は、令和8年7月8日(水)発信の電子メールにて通知する。
- ※ 競争入札参加資格を得ることができなかった者は、その理由について、次のとおり書面(郵送及び電送によるものは受付不可)により説明を求めることができる。
- 〈提出日時〉 令和8年7月13日(月)午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)
- 〈提出場所〉 三宅町役場 総務部総務課 町長公室(役場2階)
- 〈提出方法〉 書面(任意様式)を持参
- 〈回答方法〉 上記提出日時までに説明を求めた者に対し、令和8年7月16日(木)までに書面により回答する。
- ※ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、本件の競争入札参加資格の確認以外、申請者に無断で使用しません。
- ※ 作成及び提出に要する費用は申請者の負担とする。
- ※ 提出日以降における競争入札参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めません。

### 4. 質問書の提出

質問がある者は、次により提出すること。なお、提出する際、必ず、「6. 問い合わせ先」に電話で提出(送信)した旨を連絡すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月24日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法 別紙「質問回答書」を作成し、次の電子メール又はFAXで提出すること。  
電子メール: [soumu@town.miyake.lg.jp](mailto:soumu@town.miyake.lg.jp) ・ FAX: 0745-43-0922
- (3) 回答方法 すべての質問に対する回答(質問先の記載なし)を令和8年6月29日(月)までに、町公式ホームページの入札情報掲載ページにアップロードする。

## 5. 入札執行

### (1) 入札書等の作成

「三宅町郵便入札実施要領」「三宅町郵便入札の実施に関するガイドライン」に従い、入札書（内封筒・外封筒を含む）等を作成すること。

### (2) 入札に係る金額の記入方法

落札決定にあたっては、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載することとする。なお、契約期間中に税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税及び地方消費税に変更し、発注者が負担するものとする。

### (3) 入札書の提出

入札書は、必ず、「一般書留」又は「簡易書留」で郵送により提出することとし、その他の方法での提出は認めません。なお、郵送に要する費用は入札者の負担とする。

### (4) 提出方法

入札書等は、次の入札日の前日の令和8年7月27日（月）午後5時まで（必着）に下記提出先に到着するよう発送することとし、期限を超えて到着した入札書等は無効とする。なお、発送後、到着確認を書留番号等により「6. 問い合わせ先」に入札者が直接行うこと。

〈提出先〉

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町伴堂689番地

三宅町役場 総務部 総務課 町長公室 宛

### (5) 入札執行の日時、場所等

日 時 令和8年7月28日（火）午前9時より

場 所 三宅町役場 2階 庁議室

立会人 本件入札業務に関係のない町職員2名の立ち合いのもと、開札を行うこととする。

### (6) 開札の傍聴

本件の入札者又は入札者が認めた代理人に限り、開札を傍聴できることとするので、傍聴を希望する場合は、開催の5分前までに開札場所に来場のうえ、受付をし、傍聴すること。なお、傍聴を希望する者の受付時、下記の書類により確認を行うこととする。

① 当該入札の「競争入札参加資格確認通知書」（原本）

② 来場したご本人の名刺（原則、代理人の確認は、受付で提示された名刺と入札者の商号又は名称が一致していることとする。）

### (7) 入札の結果

入札の結果は、落札者に通知するとともに、入札参加者に「開札結果通知書」を送付する。

### (8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札を行った入札者は、次の（10）に定める再度入札に参加することはできない。

① 入札参加条件を満たさない者のした入札

② 町長の定める入札条件に違反した入札

③ 入札書に記名押印を欠く入札

④ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

- ⑤ 同一入札者がなした2以上の入札
- ⑥ 「一般書留」「簡易書留」以外の方法でなされた入札
- ⑦ 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反してなされた入札
- ⑨ 入札に際して公正な入札を執行を害する行為をなした者の入札

(9) 入札の失格

公正な入札の執行を害する行為又は談合等の不正行為をした者は失格とする。  
 なお、失格となった入札者は、次の(10)に定める再度入札に参加することはできない。

(10) 落札者の決定方法

- ① 入札書比較価格を超えない金額のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定する。なお、郵便入札における「くじ」の方法については、「三宅町郵便入札の実施に関するガイドライン」別紙3に従うものとする。

(11) 落札者が決定しない場合

1回目の入札で落札者が決定しなかった場合は、引き続いて再度入札を行う。なお、再度入札においても落札者が決定しなかった場合は、直ちに入札を打ち切ることとする。

(12) 開札の録画及び録画映像の開示請求

開札の様子は録画することとし、録画映像の開示請求することができる。なお、入札者は、開札の録画映像について、次のとおり開示を請求することとする。

- |      |   |
|------|---|
| 請求期間 | 入札執行日の翌日から起算して14日以内   |
| 請求方法 | 事前に問い合わせ先に電話にて開示請求を行う旨を連絡し、「開札映像開示請求書」(三宅町郵便入札実施要領 郵一第5号様式)に必要事項を記載し持参にて請求すること。なお、持参時に「開札映像開示請求書」とともに、開示を請求する入札の「入札通知書」と映像閲覧者の名刺を持参すること。  |
| 開示方法 | 開示方法は入札執行課の担当職員の立ち合いのもと、映像を確認させることとする。  |
| 開示場所 | 三宅町役場 2階 庁議室  |
| その他  | ① 開示請求を行うことができる者は、当該入札の入札者に限る。<br>② 入札を行う前に辞退した者は、開示請求することはできない。<br>③ 代理人が閲覧する場合は、代理人本人の名刺を持参すること。<br>④ 請求期間を過ぎた開示請求は受け付けません。<br>⑤ 映像の撮影、映像データの記憶媒体への複製又は移動、映像データの破壊、その他これらに類する行為は禁止する。 |

(13) 入札の中止又は延期

- ① 競争入札参加資格申請者が1者の場合であっても、入札は中止しない。
- ② 入札参加者が1者の場合であっても、入札は中止しない。入札回数が2回目の入札において再度入札となった場合においても同様とする。
- ③ 入札執行において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

## 6. 問い合わせ先

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町役場 総務部 総務課 町長公室（担当：森本・石嶋）

電話：0745-44-2001（内線：205）・FAX：0745-43-0922

Mail：soumu@town.miyake.lg.jp